

介護サービス事業者  
自主点検表

通所リハビリテーション

及び

介護予防通所リハビリテーション

事業所番号

事業所の名称

〒  
事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

平成 年 月 日

埼玉県福祉部福祉監査課

# 介護サービス事業者自主点検表の作成について

## 1 趣 旨

入所者及び利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか 常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項、着眼点を基に自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う指導と有機的な連携を図ることとしました。

## 2 実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 記入に当たっては、複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。**
- (6) この自主点検表は通所リハビリテーションの運営基準等を基調に作成されていますが、指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防通所リハビリテーションについても通所リハビリテーションの運営基準等に準じて（通所リハビリテーションを介護予防通所リハビリテーションに読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、太枠で囲われ、太字・ゴシック体で書かれた部分については介護予防通所リハビリテーションの事業独自の運営基準等ですので御留意ください。当該部分については、指定介護予防通所リハビリテーション事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください（介護予防通所リハビリテーションの利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（5）に従って記入してください。）。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ・「法」            | 介護保険法（平成9年法律第123号）  |
| ・「施行規則」         | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）  |
| ・「平12老企54」      | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて<br>（平成12年3月30日老企第54号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）   |
| ・「平11厚令37」      | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成11年3月31日厚生省令第37号）  |
| ・「平11老企25」      | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について<br>（平成11年9月17日老企第25号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）                                      |
| ・「平12厚告19」      | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準<br>（平成12年2月10日厚生告示第19号）   |
| ・「平12老企36」      | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について<br>（平成12年3月1日老企第36号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ・「平12厚告23」      | 厚生労働大臣が定める者等（平成12年2月10日厚生告示第23号）  |
| ・「平12厚告25」      | 厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生告示第25号）  |
| ・「平12厚告26」      | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年2月10日厚生告示第26号）  |
| ・「平12厚告27」      | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生告示第27号）   |
| ・「平18厚労令35」     | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準<br>（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）                    |
| ・「平18厚労告127」    | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準<br>（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）   |
| ・「平18-0317001号」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について平成18年3月17日老計発・老振発・老老発第0317001号<br>厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知     |

# 介護サービス事業者自主点検表

## 目 次

第1	基本方針	-----	1
第2	人員に関する基準	-----	1
第3	設備に関する基準	-----	4
第4	運営に関する基準	-----	5
第5	変更の届出等	-----	2 1
第6	介護給付費の算定及び取扱い	-----	2 1
第7	その他	-----	4 2

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第1 基本方針</b>		
1 通所リハビリテーション事業の基本方針	通所リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっていますか。 いる ・ いない	法第73条第1項 平11厚令37 第110条
<b>2 介護予防通所リハビリテーション事業の基本方針</b>	<b>介護予防通所リハビリテーションの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。</b> いる ・ いない	<b>法第115条の4 第1項</b>  平18厚労令35 第116条
<b>第2 人員に関する基準</b>		
1 通所リハビリテーション事業所 <b>【診療所を除く】</b> (1) 医師	通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は次のとおりです。 ① 通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1人以上の数になっていますか。 いる ・ いない	平11厚令37 第111条第1項 第1号
	② 医師は常勤ですか。 いる ・ いない  ※ 通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設であって、病院又は診療所（医師については介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えありません。	平11厚令37 第111条第3項  平11老企25 第3の7の1の(1) ①
	① 通所リハビリテーションの単位の利用者の数が、 <u>10人以下の場合</u> は、その提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が1人以上確保されていますか。 いる ・ いない	平11厚令37 第111条第1項 第2号イ
	② 通所リハビリテーションの単位の利用者の数が <u>10人を超える場合</u> は、提供時間帯を通じて専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる従業者が利用者の数を10で除した数以上確保されていますか。 いる ・ いない	平11厚令37 第111条第1項 第2号イ

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
(2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員	<p>※ 単位とは、利用者（当該通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、通所リハビリテーションの事業と介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの利用者。）に対して一体的に行われるものをいいます。</p>	平11厚令37第111条第1項第2号イ
	<p>③ 上記①及び②に掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保されていますか。            いる ・ いない</p>	平11厚令37第111条第1項第2号ロ
	<p>※ 専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保するとは、指定リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従事者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間1時間から2時間の通所リハビリテーションを行う場合であつて、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができます。</p>	平11老企25第3の7の1(1)の②ハ
<p>※ 従業者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までとすること。            ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱います。</p>	平11老企25第3の7の1(1)の②へ	
<p>2 診療所  <b>【基準第111条第1項の規定が適用されるものを除く。】</b>            (1) 医師</p>	<p>通所リハビリテーション事業所が診療所である場合の通所リハビリテーション従業者の員数は、次のとおりです。</p> <p>① 利用者の数が同時に10人を超える場合にあつては、専任の常勤医師が1人勤務していますか。            いる ・ いない</p> <p>② 利用者の数が同時に10人以下の場合にあつては、次のとおりです。            専任の医師が1人勤務していますか。            いる ・ いない</p> <p>利用者数は、専任の医師1人に対し1日48人以内となっていますか。            いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第111条第2項</p> <p>平11老企25第3の7の1(2)①イ</p> <p>平11老企25第3の7の1(2)①ロ</p>





自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 通所リハビリテーション事業所の設置基準	<p>③ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p> </div>	<p>平11厚令37 第112条第2項</p> <p>平11老企25 第3の6の2(3)</p>
2 介護予防通所リハビリテーション事業の設備基準	<p><b>介護予防通所リハビリテーション事業者が通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所リハビリテーションの事業と通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、通所リハビリテーション事業における設備及び備品等の基準（上記の①から③を満たすことをもって、介護予防通所リハビリテーション事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。</b></p>	<p><b>平18厚労令35 第118条第3項</b></p>
<b>第4 運営に関する基準</b>		
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>① サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等です。</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 通所リハビリテーション従業者の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制 等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 同意は、利用者及び通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第119条 準用（第8条）</p> <p>準用（平11老企 25第3の1の3 (1)）</p>
2 提供拒否の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。</p> <p>ア 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合</p> <p>イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>ウ その他利用申込者に対し、自ら適切な通所介護を提供することが困難な場合</p> </div>	<p>平11厚令37 第119条</p> <p>準用（第9条） 準用（平11老企 25第3の1の3 (2)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
3 サービス提供困難時の対応	<p>通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の通所リハビリテーション事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第10条）
4 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって利用申込者の被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間の確認を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第11条）
	<p>② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
5 要介護認定の申請に係る援助	<p>① 要介護認定の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第12条）
	<p>② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
6 心身の状況等の把握	<p>サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第13条）
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>① サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他のサービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第64条）
	<p>② サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	<p>サービスの提供に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。</p> <p>また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第15条）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	<p>居宅サービス計画が作成されている場合、その計画に沿ったサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第119条準用（第16条）
10 居宅サービス計画等の変更の援助	<p>利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37第119条準用（第17条）
11 サービスの提供の記録	<p>① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額の残額やサービス利用状況を把握できるようにするため、必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票等）に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 記載すべき事項とは、次に掲げるものが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア サービスの提供日</li> <li>イ 内容</li> <li>ウ 保険給付の額</li> <li>エ その他必要な事項</li> </ul> </div> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、①の情報を利用者に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第119条準用（第19条第1項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(9)①）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第19条第2項）</p>
12 利用料等の受領	<p>① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割（法の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> </div> <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません。</p> </div>	<p>平11厚令37第119条準用（第96条第1項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(10)①）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第96条第2項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(10)②）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
12 利用料等の受領	<p>③ 上記①、②の支払を受ける額のほか、次の掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>イ 通常要する時間を超える通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>ウ 食事の提供に要する費用</p> <p>エ おむつ代</p> <p>オ ア～エに掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担にすることが適当と認められる費用</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ 上記イについては、介護予防通所リハビリテーションでは受けることができません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。</p> </div> <p>④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>⑥ 上記⑤の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に通所リハビリテーションに要した費用の額とする。）及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第119条 準用（第96条 第3項）</p> <p>準用（平11老企 25第3の6の3 (1)②）</p> <p>準用（平11老企 25第3の6の3 (1)②）</p> <p>平11厚令37 第119条 準用（第96条 第5項）</p> <p>法第41条8項</p> <p>施行規則第65条</p>
13 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第119条 準用（第21条）</p>
14 通所リハビリテーションの基本取扱方針	<p>① 通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37 第113条</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	② 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第113条
15 通所リハビリテーションの具体的な取扱方針	① サービスの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           ※ 通所リハビリテーションは、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。         </div>	平11厚令37第114条第1項第1号  平11老企25第3の7の3(1)①
	② 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第114条第1項第2号
	③ サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           ※ 特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整えてください。         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           ※ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応してください。         </div>	平11厚令37第114条第3号  平11老企25第3の7の3(1)⑥
16 通所リハビリテーション計画の作成	① 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">           ※ 通所リハビリテーション計画は、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。         </div> ② 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第115条第1項  平11老企25第3の7の3(1)②  平11厚令37第115条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 通所リハビリテーション計画の作成	<p>※ 通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービスに沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p>	平11老企25 第3の7の3(1)④
	<p>③ 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。また、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第115条第3項、 第4項
	<p>※ 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	平11老企25 第3の7の3(1)③
	<p>④ 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、支援相談員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいです。</p>	平11厚令37 第115条第5項  平11老企25 第3の7の3(1)⑦
17 利用者に関する市町村への通知	<p>利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	平11厚令37 第119条 準用（第26条）
18 緊急時等の対応	<p>現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第119条 準用（第27条）
19 管理者等の責務	<p>① 管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができますが、この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第116条第1項 平11老企25 第3の7の3(2)
	<p>② 管理者又は①の管理を代行する者は、通所リハビリテーション事業所の従業者に、「運営に関する基準（平11厚令37）」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平11厚令37 第116条第2項

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
20 運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 運営規程には、次の事項を定めるものとします。            ア 事業の目的及び運営方針            イ 従業者の職種、員数及び職務内容            ウ 営業日及び営業時間            エ 通所リハビリテーションの利用定員            オ 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額            カ 通常の事業の実施地域            キ サービス利用に当たっての留意事項            ク 非常災害対策            ケ その他運営に関する重要事項</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ ウの「営業日及び営業時間」には、通常の提供時間帯の他に延長サービスを行う事業所にあつては、当該延長サービスを行う時間を併せて明記してください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ エの「利用定員」とは、同時に通所リハビリテーションを受けられることができる利用者数の上限をいいます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ オの「通所リハビリテーションの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指します。  「利用料」には、法定代理受領サービスである通所リハビリテーションに係る利用料（1割負担）及び法定代理受領サービスでない通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ カの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとします。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスの提供を行うこともできます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ キの「サービス利用に当たっての留意事項」は、利用者がサービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ クの「非常災害対策」は、次の「24 非常災害に関する具体的計画」を指します。</p> </div>	<p>平11厚令37第117条</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(4)①）</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(4)②）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(17)②）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(17)③）</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(4)③）</p> <p>準用（平11老企25第3の6の3(4)⑤）</p>
21 勤務体制の確保等	<p>① 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。  <span style="float: right;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。</p> </div>	<p>平11厚令37第119条  準用（第101条第1項）  準用（平11厚令25第3の6の3(5)①）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
21 勤務体制の確保等	<p>② 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指すものとします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。</p> </div> <p>③ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> </div>	<p>平11厚令37 第119条 準用（第101条 第2項）</p> <p>準用（平11厚令 37第3の6の3(5) ②）</p> <p>平11厚令37 第119条 準用（第101条 第3項）</p>
22 定員の遵守	<p>利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。）  <span style="margin-left: 150px;">いない ・ いる</span></p>	<p>平11厚令37 第119条 準用（第102条）</p>
23 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制づくりを求めることとしたものです。</p> </div>	<p>平11厚令37 第119条 準用（第103条）</p> <p>準用（平11老企 25第3の6の3 (6)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
23 非常災害対策	<p>※「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p>	準用（平11老企25第3の6の3(6)）
24 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 医薬品の管理については、当該通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。</p> <p>② 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 特にインフルエンザ対策等、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。</p> <p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p>	<p>平11厚令37第118条第1項</p> <p>平11老企25第3の7の3(4)③</p> <p>平11厚令37第118条第2項</p> <p>平11老企25第3の7の3(4)①</p> <p>平11老企25第3の7の3(4)②</p> <p>平11老企25第3の7の3(4)④</p>
25 掲示	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの重要事項を掲示していますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。</p>	平11厚令37第119条 準用（第32条）
26 秘密保持等	<p>① 従業者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じていますか。 いる ・ いない</p>	平11厚令37第119条 準用（第33条第1項）

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
26 秘密保持等	<p>※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。</p> <p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。</p>	<p>平11厚令37第119条準用（第33条第1項）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第33条第2項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(21)②）</p>
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	<p>第119条準用（第33条第3項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(21)③）</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない</span></p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点（第三者の目につかないようにする等）から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p> <p>「個人情報の保護に関する法律」の概要  ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと  イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること  ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること  エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと  オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと  カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より  医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)</p> <p>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	平11厚令37第119条準用（第35条）
28 苦情処理	<p>① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 必要な措置とは、具体的には次のとおりです。</p> <p>ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。</p> <p>イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにする。</p> <p>ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。</p> <p>エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。</p> </div> <p>② 上記①の苦情を受け付けた場合には当該苦情の受付日、その内容を記録していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識を立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。</p> </div> <p>③ 市町村が行う文書その他の物件の提出又は提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導・助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>④ 市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>⑤ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平11厚令37第119条準用（第36条第1項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)①）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第36条第2項）</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)②）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第36条第3項）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第36条第4項）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第36条第5項）</p> <p>平11厚令37第119条準用（第36条第6項）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
29 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第119条準用（第37条第1項）
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ※ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。           </div>	準用（平11老企25第3の1の3(24)①）
	② 上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第119条準用（第37条第2項）
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             ※ 速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。           </div>	平11厚令37第119条準用（第37条第3項）準用（平11老企25第3の1の3(24)②）
	④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	準用（平11老企25第3の1の3(24)③）
30 会計の区分	① 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第119条準用（第38条）
	② 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日・老計第8号）」及び「介護保険の給付対象事業における会計について（平成13年3月28日・老振第18号）」を参考として適切に行われていますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	準用（平11老企25第3の1の3(25)）
31 記録の整備	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第118条の2第1項
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。 <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div>	平11厚令37第118条の2第2項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">             ア 通所リハビリテーション計画              イ 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録              ウ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録              エ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録              オ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に           </div>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
31 記録の整備	<p>際して採った処置についての記録</p> <p>※ 通所リハビリテーションに関する記録には診療記録が含まれます。</p>	平11老企25第3の7の3(5)
<b>第4（予防） 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</b>		
1 介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針	<p>① 介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 いる ・ いない</p> <p>② 自らその提供する介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 提供された介護予防サービスについては、介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ってください。</p> <p>③ 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。</p> <p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。 いる ・ いない</p> <p>※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p>	<p>平18厚労令35第124条第1項</p> <p>平18厚労令35第124条第2項</p> <p>平11老企25第4の3の7(1)④</p> <p>平18厚労令35第124条第3項</p> <p>平11老企25第4の3の7(1)①</p> <p>平18厚労令35第124条第4項</p> <p>平11老企25第4の3の7(1)③</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針	<p>⑤ 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第124条第5項
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 介護予防の十分な効果をもつ観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p> </div>	平11老企25第4の3の7(1)②
2 介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第1号 平11老企25第4の3の7(2)①
	<p>② 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第2号 平11老企25第4の3の7(2)①
	<p>③ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。</p> </div>	平18厚労令35第125条第3号  平11老企25第4の3の7(2)②
	<p>④ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>また、当該介護予防リハビリテーション計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第4号、第5号
	<p>⑤ サービスの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第6号 平11老企25第4の3の7(2)③

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>⑥ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第7号 平11老企25第4の3の7(2)③
	<p>⑦ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 常に新しい技術を習得する等、研鑽を行ってください。</p> </div>	平18厚労令35第125条第8号 平11老企25第4の3の7(2)④
	<p>⑧ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第9号
	<p>⑨ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告は、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なっていないか等を確認するために毎月行ってください。</p> </div>	平18厚労令35第125条第10号  平11老企25第4の3の7(2)⑤
	<p>⑩ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行ってください。</p> </div>	平18厚労令35第125条第11号  平11老企25第4の3の7(2)⑤
	<p>⑪ ①から⑨までの規定は、介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	平18厚労令35第125条第12号

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>3 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点</p>	<p>介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。</p> <p>イ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。</p> <p>ウ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次に示す「安全管理体制等の確保」を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。</p> </div>	<p>平18厚労令35第126条</p> <p>平18厚労令35第126条第1号</p> <p>平18厚労令35第126条第2号</p> <p>平18厚労令35第126条第3号</p>
<p>4 安全管理体制等の確保</p>	<p>① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>② サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>③ サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>④ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>平18厚労令35第127条第1項</p> <p>平18厚労令35第127条第2項</p> <p>平18厚労令35第127条第3項</p> <p>平18厚労令35第127条第4項</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>第5 変更の届出等</b>		
1 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を知事（<u>県福祉事務所（川口市、鳩ヶ谷市、戸田市及び蕨市内の事業所は県高齢介護課）</u>）に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名、生年月日、住所及び職名）</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）</p> <p>エ 事業所の種別（病院若しくは基準第111条第1項の規定の適用を受ける診療所、同条第2項の規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設の別をいう）</p> <p>オ 事業所の平面図及び設備の概要（通所リハビリテーション事業に係る部分の変更の場合に限る。）</p> <p>カ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>キ 運営規程</p> <p>ク 居宅介護サービス費の請求に関する事項</p> <p>ケ 役員の氏名、生年月日及び住所</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を知事（<u>県福祉事務所（川口市、鳩ヶ谷市、戸田市及び蕨市内の事業所は県高齢介護課）</u>）に届け出てください。</p> </div>	<p>法第75条第1項</p> <p>第131条 準用（第120条）</p> <p>法第75条第2項</p>
<b>第6 介護給付費の算定及び取扱い</b>		
1 基本的事項	<p>① 費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ ただし、事業者が事業所ごとに所定単位より低い単位数を設定する旨を、知事に事前に届出を行った場合は、この限りではありません。</p> </div> <p>② 費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>③ 単価に単位数を乗じて得た額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法第41条第4項 第1号 法第53条第2項</p> <p>平12厚告19 第1号</p> <p>平12厚告19 第2号 平12厚告22 別表7</p> <p>平12厚告19 第3号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
2 所要時間の取扱い	<p>① 所要時間の区分については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>平12厚告19別表7の注1 平12老企36第2の8(1)</p>
	<p>② 利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準（平12厚告第27号第2号）に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗て得た単位数を用いて算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、次の場合です。</p> <p>ア 月平均の利用者の数が、施行規則第120条の規定に基づき知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービス基準第111条に定める員数に満たない場合</p> </div>	
3 短時間の場合の算定 (1時間以上2時間未満)	<p>① 所要時間1時間以上2時間未満の場合については、当該指定通所リハビリテーション事業所において個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に限り所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表7の注2</p>
	<p>② 所要時間1時間以上2時間未満の場合については、医師又は理学療法士が個別リハビリテーションの実施前に指示を行い、かつ、当該個別リハビリテーションの実施後に当該療法に係る報告を受ける場合であって、別に厚生労働大臣が定める者が個別リハビリテーションを行うときは、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告19別表7の注3</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおりです。 定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道復師又はあん摩マッサージ師です。</p> </div> <p>③ 所要時間1時間以上2時間未満の場合について、指定居宅サービス基準第111条に規定する配置基準を超えて、専従する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置している事業所については、1日につき行う30単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告23第12号</p> <p>平12厚告19別表7の注4</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
4 2時間以上3時間未満の場合の算定	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合は、「所要時間3時間以上4時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションの単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者であること。</p> <p>イ 2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションであっても、通所リハビリテーションの本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。</p> </div>	<p>平12厚告19別表7の注5 平12厚告23第10号</p> <p>準用（平12老企36第2の7(2)）</p>
5 事業所規模による区分の取扱い	<p>次の区分により取り扱ってください。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(1)通常規模型通所リハビリテーション</p> <p>前年度の1月当たりの平均利用延人員数（要支援を含む）が750人以内の事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37）第112条に定める設備に関する基準に適合している事業所である場合は、小規模型通所介護費を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(2)大規模型通所リハビリテーション（Ⅰ）</p> <p>前年度の1月当たりの平均利用延人員数（要支援も含む）が750人を超え900人以内の事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37）第112条に定める設備に関する基準に適合している事業所である場合は、大規模型通所リハビリテーション費（Ⅰ）を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(3)大規模型通所リハビリテーション（Ⅱ）</p> <p>前年度の1月当たりの平均利用延人員数（要支援も含む）が900人を超える事業所であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平11厚令37）第112条に定める設備に関する基準に適合している事業所である場合は、大規模型通所リハビリテーション費（Ⅱ）を算定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平12厚告265号イ</p> <p>平12厚告265号ロ</p> <p>平12厚告265号ハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
5 事業所規模による区分の取扱い	<p>※ 平均利用延人員数の計算に当たっては、当該通所リハビリテーション事業所に係る通所リハビリテーション事業者が、介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含みます。</p> <p>ただし、通所リハビリテーション事業者が介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとします。</p> <p>※ 3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。</p> <p>また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、介護予防通所リハビリテーションの利用時間が4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とします。</p> <p>ただし、介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えありません。</p> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業者（新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む）又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に、予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とします。</p> <p>※ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月（3月を除く。）の1月当たりの平均利用延人員数とします。</p> <p>※ 1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数を用います。</p>	<p>準用平12老企362の7(4)</p> <p>平12老企362の8(7)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
6 連続して延長サービスを行った場合に係る加算	<p>算定対象時間（通所リハビリテーションの所要時間とその後に引き続き行った日常生活上の世話の時間を通算した時間）が8時間以上9時間未満の場合は50単位を、9時間以上10時間未満の場合は100単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>いる ・ いない ・ 該当なし</p>	平12厚告19の別表7の注6
7 中山間地域等居住者サービス提供加算	<p>下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 対象地域（該当地域の正確な区域は、各市町村に確認してください。）  飯能市（名栗、風影・阿寺、八徳、上・下久通）、越生町（梅園）、ときがわ町（大柵、都幾川）、秩父市（浦山、上吉田、大滝、吉田、荒川）、横瀬町（全域）、皆野町（金沢、日野沢、三沢）、小鹿野町（全域）、東秩父村（全域）、本庄市（本泉）、神川町（矢納、神泉）、寄居町（風布）、春日部市（宝珠花）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。</p> </div>	<p>平12厚告19別表7の注7</p> <p>平12厚告24</p> <p>平12老企36第2の8(6)</p>
8 入浴介助加算	<p>知事に届け出て別に厚生労働大臣が定める基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準による入浴介助とは、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助のことをいいます。</p> </div>	<p>平12厚告19別表7の注8</p> <p>平12厚告23第12号</p>
9 事業所が介護老人健施設である場合の加算	<p>事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問して、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合には、医師は当該通所リハビリテーション計画を診療録に記入する必要があります。</p> <p>なお、上記の場合、訪問する医師及び理学療法士、作業療法士の当該訪問の時間は、通所リハビリテーション及び介護老人保健施設の人員基準の算定に含めないこととします。</p> </div>	<p>平12厚告19別表7の注9</p> <p>準用（平12老企36第2の8(5)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
10 リハビリテーションマネジメント加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合する通所リハビリテーション事業所について、リハビリテーションマネジメント加算として、1月につき230単位を所定単位数に加算していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>※ リハビリマネジメント加算は、1月に8回以上通所している場合に、1月に1回算定するものであること。ただし、指定通所リハビリテーションの利用を開始した月にあつて、個別リハビリテーション、短期集中リハビリテーション又は認知症短期集中リハビリテーションを行っている場合にあつては、8回を下回る場合であっても、算定できるものとする。</p> <p>ア 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>イ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が通所リハビリテーションを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>ウ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>エ 当該事業所の従業者が、居宅介護支援事業者を通じて、訪問介護の事業その他の居宅サービス事業に係る従業者に対し介護の工夫等の情報を伝達していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>※ リハビリテーションマネジメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。また、個別リハビリテーションは、原則として利用者全員に対して実施するべきものであることから、リハビリテーションマネジメントも原則として利用者全員に対して実施してください。</p>	<p>平12厚告19別表7の注10</p> <p>平12老企36第2の8(10)①</p> <p>平12厚告19別表7の注10イ</p> <p>平12厚告19別表7の注10ロ</p> <p>平12厚告19別表7の注10ハ</p> <p>平12厚告19別表7の注10ニ</p> <p>平12老企36第2の8(10)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
10 リハビリテーションマネジメント加算	<p>② リハビリテーションマネジメントについては、以下のアからエに掲げるとおり、実施していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア (1)利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他職種の者（下「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種共同により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>(2)作成したリハビリテーション実施計画原案については利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>イ (1)リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3か月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種共同によりリハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>(2)作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>(3)短期集中リハビリテーション実施加算及び認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している利用者については、病院等からの退院（所）日から起算して1月以内の期間にも、アセスメントとそれにもとづく評価を行っていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>(4)リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、利用者の担当介護支援専門員を通して、他の居宅サービス事業所に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、介護の工夫等）や連携を図るとともに、居宅サービス計画の変更の依頼を行っていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ウ (1)利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行っていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>(2)(1)の際、終了後に利用予定の居宅介護支援事業所や居宅介護支援専門員や他の居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求めていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>エ 利用終了時には居宅介護支援事業所の居宅介護支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行っていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない ・ <input type="checkbox"/> 該当なし</p> </div>	<p>平12老企36 第2の8(10)③イ</p> <p>平12老企36 第2の8(10)③ロ</p> <p>平12老企36 第2の8(10)③ハ</p> <p>平12老企36 第2の8(10)③ニ</p>



自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>※ 以下の疾患を有する者であって、通所リハビリテーションの診察内容及び運動機能検査の結果を基に、リハビリテーションの提供に関わる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員等が協働して作成する指定通所リハビリテーション実施計画において、1月に8回以下の通所であっても効果的な効果のリハビリテーションの提供が可能であると判断された場合について同様とする。</p> <p>a 高次脳機能障害（失語症含む。）</p> <p>b 先天性又は進行性の神経・筋疾患（医科報酬点数表における難病患者リハビリテーション料に規定する疾患）</p>	
<p>13 認知症短期集中リハビリテーション実施加算</p>	<p>① 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、1週に2日を限度として1日につき240単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>(ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定しない。)</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおりです。</p> <p>1 リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。</p> <p>2 リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。</p> <p>※ 認知症短期集中リハビリテーションは、認知症利用者の生活機能の改善を目的として行うものであり、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等組み合わせたプログラムを週2日実施することを標準とする。</p> <p>※ 当該加算は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、生活機能の改善を目的として、リハビリテーションマネジメントにおいて作成したリハビリテーションマネジメント実施計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できるものである。なお、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等組み合わせたプログラムは、認知症に対して効果の期待できるものであること。</p>	<p>平12厚告19別表の7注12</p> <p>平12厚告26第6号</p> <p>平12老企36第2の8(13)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>13 認知症短期集中リハビリテーション実施加算</p>	<p>※ 当該リハビリテーションに関わる医師は精神科医師又は神経内科医師を除き、認知症に対するリハビリテーションに関する研修を修了していること。なお、認知症に対するリハビリテーションに関する研修は、認知症の概念、認知症の診断及び記憶の訓練、日常生活活動の訓練等組み合わせたプログラム等から構成されており、認知症に対するリハビリテーションを実施するためにふさわしいと認められるものであること。</p> <p>※ 当該リハビリテーションにあつては、1人の医師又は理学療法士等が1人の利用者に対して個別に行った場合にのみ算定する。</p> <p>※ 当該加算は、利用者に対して20分以上当該リハビリテーションを実施した場合に算定するものであり、時間が20分に満たない場合は、算定を行わないものとする。</p> <p>※ 当該リハビリテーションの対象となる利用者はMMSE (MiniMental State Examination) 又はHDS-R (改定長谷川式簡易知能評価スケール) において概ね5点～25点に相当する者とする。</p> <p>※ 当該リハビリテーションに関する記録（実施時間、訓練内容訓練評価、担当者等）は利用者毎に保管されること。</p> <p>※ 短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合であっても、別途当該リハビリテーション実施加算を算定している場合は当該リハビリテーション加算を算定することができる。</p> <p>※ 当該リハビリテーション加算は、当該利用者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できることとする。なお、指定通所リハビリテーションの利用を終了する日の属する月にあつては、1月に8回以上通所していないためにリハビリテーションマネジメント加算を算定できない場合であっても、本加算を算定することができることとする。</p>	
<p>14 若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>次の基準に適合しているものとして知事に届け出た通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき60単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。  担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。</p>	<p>平12厚告19別表の7注14</p> <p>準用平12厚告25第9号  準用（平12老企36第2の7(9)）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
15 栄養改善加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については引き続き算定することができます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア 管理栄養士を1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>オ 別に厚生労働大臣の定める基準（「厚生労働大臣が定める基準（平成12年2月10日厚生省告示第25号）」10）に適合している通所リハビリテーション事業所となっていますか。 （定員利用・人員に適合している事業所であること。）</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> </div> <p>② 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のアからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者としていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア BMIが18.5未満である者</p> <p>イ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者</p> <p>ウ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者</p> </div>	<p>12厚告19 別表7の注15</p> <p>準用（平12老企 36第2の7(10) ①）</p> <p>準用（平12老企 36第2の7(10) ③）</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
15 栄養改善加算	<p>エ 食事摂取量が不良（75%以下）である者  オ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者  なお、次のような問題を有する者については、上記アからオのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活機能の低下の問題</li> <li>・ 褥瘡に関する問題</li> <li>・ 食欲の低下の問題</li> <li>・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）</li> <li>・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、二項目以上「1」に該当する者などを含む。）</li> </ul> <p>④ 栄養改善サービスの提供は、以下のアからエまでに掲げる手順を経てなされていますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>ア 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>イ (1)利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>(2)作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>ウ (1)栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>(2)(1)の際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>エ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供していますか。  いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>準用（平12老企36第2の7(10)④)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
15 栄養改善加算	<p>⑤ 概ね3月ごとの評価の結果、③のアからオのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じ認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>準用(平12老企36第2の7(10)⑤)</p>
16 口腔機能向上加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下、「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。</p> </div> <p>ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>オ 別に厚生労働大臣の定める基準(「厚生労働大臣が定める基準(平成12年2月10日厚生省告示第25号)」11)に適合する通所リハビリテーション事業所となっていますか。 (定員利用・人員基準に適合している事業所であること。)</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>② 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供に利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>12厚告19別表7の注16</p> <p>準用(平12老企36第2の7(11)①)</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 口腔機能向上加算	<p>③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者としていますか。 いる・ いない・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清掃の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者</p> <p>イ 基本チェックリストの口腔機能に関する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者</p> <p>ウ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者</p> </div> <p>④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとします。</p> <p>なお、歯科医療を受診している場合であって次のア又はイのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合</p> <p>イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合</p> </div> <p>⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のアからエまでに掲げる手順を経てなされていますか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>イ (1)利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成していますか いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>(2)また、作成した口腔機能改善管理指導計画について、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ていますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>ウ (1)口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>(2)(1)の際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>エ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師又は主治の歯科医師に対して情報提供していますか。 いる ・ いない ・ 該当なし</p> </div>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
16 口腔機能向上加算	<p>⑥ 概ね3か月ごとの評価の結果、次のア又はイの<u>いずれかに</u>該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上の効果が期待できるとサービス担当者会議等を通じて認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ア 口腔清掃・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者</p> <p>イ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者</p> </div>	<p>準用（平12老企36第2の7(11)⑥)</p>
17 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）	<p>次の①②の基準に適合しているものとして知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、次の区分により、1回につき次の単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 12単位  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない ・ 該当なし</span></p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位  <span style="margin-left: 150px;">いる ・ いない ・ 該当なし</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算（Ⅱ）を算定できません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること</li> <li>・ 利用定員、人員基準に適合していること</li> </ul> <p>② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所リハビリテーション事業所の通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること</li> <li>・ 利用定員、人員基準に適合していること</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用います。</p> <p>ただし、平成21年度の1年間においては、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用います。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>その割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合、届出を提出しなければなりません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数とします。</p> </div>	<p>平12厚告19別表7のニ</p> <p>平12厚告2513号イ</p> <p>平12厚告2513号ロ</p> <p>準用平12老企36第2の3(6)④</p> <p>準用平12老企36第2の3(6)⑤</p> <p>準用平12老企36第2の3(6)④</p> <p>準用平12老企36第2の4(18)②</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
17 サービス提供体制強化加算 (I)(II)	<p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>※ 同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行います。</p> <p>※ 通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員です。 なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあつては、これらの職員に含まれます。</p>	<p>準用平12老企36第2の4(18)③</p> <p>準用平12老企36第2の3(6)⑥</p> <p>平12老企36第2の8(18)②</p>
18 サービス種類相互算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、通所リハビリテーション費が算定されていませんか。</p> <p style="text-align: right;">いない ・ いる</p>	12厚告19 別表7の注17

#### 第4(予防) 介護予防通所リハビリテーション費の算定及び取扱い

1 基本的事項	<p>① 介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防通所リハビリテーション費(1月につき)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(1) 要支援1</td> <td>2,496単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 要支援2</td> <td>4,880単位</td> </tr> </table> <p>② 利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める準(平成12年厚生省告示第27号)に該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗て得た単位数を用いて算定していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p>※ 厚生省告示27第15号に該当する場合は、次の場合です。</p> <p>ア 月平均の利用者の数が、施行規則第119条の規定に基づき知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合</p> <p>イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が、指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準(平11厚生省令37)第111条に定める員数に満たない場合</p>	(1) 要支援1	2,496単位	(2) 要支援2	4,880単位	<p>平18厚労告127別表7のイ</p> <p>平18厚労告127別表7の注1</p>
(1) 要支援1	2,496単位					
(2) 要支援2	4,880単位					

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
1 基本的事項	<p>③ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>④ 利用者が一の介護予防通所リハビリテーション事業所において介護予防通所リハビリテーションを受けている間は、当該介護予防通所リハビリテーション事業所以外の介護予防通所リハビリテーション事業所が介護予防通所リハビリテーションを行った場合に、介護予防通所リハビリテーション費を算定していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>平18厚労告127別表7の注4</p> <p>平18厚労告127別表7の注5</p>
2 中山間地域等居住者サービス提供加算	<p>下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて介護予防通所介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 対象地域（該当地域の正確な区域は、各市町村に確認してください） 飯能市（名栗、風影・阿寺、八徳、上・下久通）、越生町（梅園）、ときがわ町（大柵、都幾川）、秩父市（浦山、上吉田、大滝、吉田、荒川）、横瀬町（全域）、皆野町（金沢、日野沢、三沢）、小鹿野町（全域）、東秩父村（全域）、本庄市（本泉）、神川町（矢納、神泉）、寄居町（風布）、春日部市（宝珠花）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 本加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできません。</p> </div>	<p>平18厚労告127別表7の注2</p> <p>平12厚告24</p> <p>平18-0317001号第2の7(5)</p>
3 若年性認知症利用者受入加算	<p>④ 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、1月につき240単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※ 担当者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。</p> </div>	<p>平18厚労告127別表7のイ注3</p> <p>平12厚告25第9号</p> <p>平18-0317001号第2の7(5)</p>
4 運動器機能向上加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき225単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p>	<p>平18厚労告127別表7のロ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>4 運動器機能向上加算</p>	<p>ア 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を1人以上配置していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士等若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>オ 別に厚生労働大臣の定める基準（平成12年厚生省告示26）に適合している介護予防通所リハビリテーション事業所となっていますか。  （定員利用・人員基準に適合している事業所であること。）  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>※ 運動器機能向上サービスを提供する目的は、介護予防サービス計画において設定された利用者の目標のための支援であって、提供されるサービスそのものはあくまで手段であることに留意してください。</p> <p>② 運動器機能向上サービスについては、次のアからカまでに掲げるとおり、実施していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ア 利用者ごとに看護職員等の医療従事者による運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施し、サービスの提供に際して考慮すべきリスク、利用者のニーズ及び運動器の機能の状況を、利用開始時に把握していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>イ 理学療法士等が、暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するための概ね3月程度で達成可能な目標（「長期目標」という。）及び長期目標を達成するための概ね1月程度で達成可能な目標（「短期目標」という。）を設定していますか。  長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合が図られたものとなっていますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ウ 利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。  その際、実施期間については、運動の種類によって異なるものの、概ね3月程度とすること。</p>	<p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)①</p> <p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)③ア</p> <p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)③イ</p> <p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)③ウ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>4 運動器機能向上加算</p>	<p>また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて当該運動器機能向上計画の対象となる利用者にわかりやすい形で説明し、その同意を得ていますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>エ 運動器機能向上計画に基づき、利用者毎に運動器機能向上サービスを提供すること。  その際、提供する運動器機能向上サービスについては国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。  また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば、直ちに当該計画を修正していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>オ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月間毎に、利用者の当該短期目標と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行っていますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>カ 運動器機能向上計画に定める実施期間終了後に、利用者毎に、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>キ 介護予防支援事業者による当該報告も踏まえた介護予防ケアマネジメントの結果、運動器機能向上サービスの継続が必要であるとの判断がなされる場合については、上記ア～カまでの流れにより、継続的に運動器機能向上サービスを提供していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)③エ</p> <p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)③オ</p> <p>平18-0317001号別紙1第2の7(1)③カ</p>
<p>5 栄養改善加算</p>	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき150単位を所定単位数に加算していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ア 管理栄養士を1人以上配置していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p>平18厚労告127別表7のハ</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
	<p>エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>オ 別に厚生労働大臣の定める基準（「厚生労働大臣が定める基準（平12年厚生省告示25の第27号）」に適合している介護予防通所リハビリテーション事業所となっていますか。  （定員利用・人員基準に適合している事業所であること。）  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	
	<p>② 栄養改善加算の取扱いについては、通所リハビリテーションにおける栄養マネジメント加算と基本的に同様ですが、適切に取り扱っていますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	平18-031701号別紙1第2の7(2)
6 口腔機能向上加算	<p>① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき150単位を所定単位数に加算していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、医師、歯科医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い医師、医師若しくは歯科医師の指示を受けた言語聴覚士若しくは看護職員又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p> <p>オ 別に厚生労働大臣の定める基準（「厚生労働大臣が定める基準（平12厚生省告示25第6号）」に適合している介護予防通所リハビリテーション事業所となっていますか。  （定員利用・人員基準に適合している事業所であること。）  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	平18厚労告127別表7の二
	<p>② 口腔機能向上加算の取扱いについては、通所リハビリテーションにおける口腔機能向上加算と基本的に同様ですが、適切に取り扱っていますか。  <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 該当なし</p>	平18-031701号別紙1第2の7(3)

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<p>7 事業所評価加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所において、評価対象期間（原則として、当該加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間とする。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき100単位を加算していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない ・ 該当なし</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 別に厚生労働大臣が定める基準（定員利用・人員基準）に適合しているものとして知事に届け出て、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。</p> <p>イ 評価対象期間における当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が10人以上であること。</p> <p>ウ 次の(2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。</p> <p>(1) 評価対象期間において、当該介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定又は要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数</p> <p>(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの</p> <math display="block">\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数}} \geq 0.7</math> </div>	<p>平18厚労告127別表7のホ</p> <p>平12厚告25第53号</p> <p>老計発第0317001号第2の7(4)</p>
<p>8 サービス提供体制強化加算 (I)(II)</p>	<p>次の①②の基準に適合しているものとして知事に届け出た介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、次の区分により、利用者の要支援状態区分に応じて1月につき次の単位数を加算していますか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (I) いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p style="text-align: center;">要支援1 48単位、 要支援2 96単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (II) いる ・ いない ・ 該当なし</p> <p style="text-align: center;">要支援1 24単位、 要支援2 48単位</p>	<p>平18厚労告127別表7のへ</p> <p>平12厚告25第54号</p>

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令
<b>8 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)</b>	<p>※ 加算(Ⅰ)・(Ⅱ)のいずれかを算定している場合は、その他の加算(Ⅰ)・(Ⅱ)は算定できません。</p> <p>① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること</li> <li>・ 利用定員、人員基準に適合していること</li> </ul> </p> <p>② サービス提供体制強化加算(Ⅱ)  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること</li> <li>・ 利用定員、人員基準に適合していること</li> </ul> </p> <p>※ 本加算の取扱いについては、通所リハビリテーションにおけるサービス提供体制強化加算の取扱い(35ページ参照)に従います。</p>	<p>老計発 第0317001号 第2の7(5)</p>
<b>7 その他</b>		
<b>1 ワムネットの活用</b>	<p>① 福祉保健医療情報ネットワークシステム(ワムネット)を活用していますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> </p> <p>※ 介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。  (U R L) <a href="http://www.wam.go.jp/">http://www.wam.go.jp/</a></p> <p>② 自己評価結果(本自主点検表第4-14-②)をワムネット上で公開していますか。  <div style="text-align: right;">いる ・ いない</div> </p> <p>※ 県では、自己評価結果をワムネット上で公開するためのシステムを用意しています。  ワムネットの利用登録をすれば利用できます。(無料)  (アクセス方法)  ワムネットトップページ→会員入口→ログイン  →都道府県情報→評価情報提供システム</p>	
<b>2 サービス利用前の健康診断書の提出</b>	<p>サービス利用前に利用申込者に対して、健康診断書を提出するよう求めていますか。  また、健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。  <div style="text-align: right;">いない・いる</div></p> <p>健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目</p>	

自主点検項目	自主点検のポイント	根拠法令												
2 サービス利用前の健康診断書の提出	<p>※ 通所リハビリテーションサービスは、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものとする。</p> <p>しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。</p> <p>平成12年11月16日全国介護保険担当課長会議資料「運営基準等に係るQ&amp;A」一部抜粋</p>													
3 介護サービス情報の公表	<p>① 指定情報公表センター（埼玉県社会福祉協議会）へ年1回、基本情報と調査情報を報告していますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 新規事業所は、基本情報のみ報告  既存事業所は、基本情報と調査情報を報告。  ※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象。</p> <p>ただし、報告・調査を行うサービス区分内において、いずれかのサービスが100万円を超える場合には、区分内の他のサービスについても対象となる。（「報告・調査区分」については、集団指導時の「介護サービス情報の公表」の資料を参照）</p> <p>② 報告後、指定調査機関による調査を受け、指定情報公表センターにより公表されていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p>	<p>法第115条の35第1項  施行規則第140条の29  施行規則第140条の31  施行規則第140条の30</p>												
4 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。  <input type="checkbox"/> いる ・ <input type="checkbox"/> いない</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <table border="1" data-bbox="443 1585 1251 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業所数20未満</th> <th>20以上100未満</th> <th>100以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>整備届出事項</td> <td>法令遵守責任者</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程</td> <td>法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施</td> </tr> <tr> <td>届出書の記載すべき事項</td> <td>名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等</td> <td>左記に加え 法令遵守規程の概要</td> <td>左記に加え 業務執行監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table>		事業所数20未満	20以上100未満	100以上	整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施	届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要	<p>法第115条の32第1項  施行規則第140条の39</p>
	事業所数20未満	20以上100未満	100以上											
整備届出事項	法令遵守責任者	法令遵守責任者 法令遵守規程	法令遵守責任者 法令遵守規程 業務執行監査の定期的実施											
届出書の記載すべき事項	名称又は氏名 主たる事務所の所在地 代表者氏名等 法令遵守責任者氏名等	左記に加え 法令遵守規程の概要	左記に加え 業務執行監査の方法の概要											